

## 市の施設における国旗掲揚の取扱い

### 1 国旗を掲揚する公共施設

次に掲げる施設には、国旗を掲揚するものとする。

- (1) 市役所本庁舎
- (2) 下水終末処理場
- (3) クリーンセンター
- (4) 水道局本庁舎
- (5) 守口市立認定こども園
- (6) 守口市立児童センター
- (7) 守口市立わかたけ園
- (8) 守口市障害者・高齢者交流会館
- (9) 守口市立わかくさ・わかすぎ園
- (10) 守口市エリアコミュニティセンター
- (11) 守口市地区コミュニティセンター
- (12) 守口文化センター
- (13) 守口市民体育館
- (14) 守口市市民保健センター
- (15) 大枝公園
- (16) 守口市立小学校
- (17) 守口市立中学校
- (18) 守口市立義務教育学校
- (19) もりぐち歴史館「旧中西家住宅」
- (20) 守口市立図書館

### 2 国旗を掲揚する場所及び時間

国旗は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める時間において、その利用者の見やすい場所に掲揚するものとする。ただし、別途指示する場合にはこの限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）以外の市の施設 執務時間
- (2) 公の施設 市民の利用に供する時間

### 3 弔意を表す場合

弔意を表す国旗の掲揚は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 半旗掲揚
- (2) 竿球を黒布で覆い、旗竿の上部に黒布を付する方法

### 4 留意事項

- (1) 国旗は、破損、汚損等について十分に留意し、丁寧に取り扱わなければならない。
- (2) 特に指示がある場合を除き、降雨、降雪、強風等で掲揚することにより国旗に汚損又は破損の恐れがある場合は、掲揚しないものとする。

## 5 その他

国旗の掲揚及び降納は、当該施設の実状に応じて、市の職員、指定管理者の職員、警備業務の委託先等により実施する。